



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二
(コード番号 : 9729 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 臼 井 忠 彦
(電話番号 : 058-263-5111)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の改正会社法により導入されました「監査等委員会設置会社」に移行すること及びそれに伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本移行及び定款の一部変更につきましては、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会において承認されることを条件として実施いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることで、透明性及び機動性の高い経営の実現を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

(3) その他

監査等委員会設置に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、取締役が期待される役割を十分に果たすことができるよう、取締役会決議によって取締役の責任を会社法で定める範囲において免除することができる旨の規定を新設し、併せて業務執行を行わない取締役については、責任限定契約の締結を可能とする旨

の規定を新設するものであります（定款第 32 条）。その他、上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更を行います。

なお、定款第 32 条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上

<別紙>定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> | 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> |
| 第5条 (条文省略) | 第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| 第6条～第10条 (条文省略) | 第6条～第10条 (現行どおり) |
| 第11条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令 <u>または</u> 本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 | 第11条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令 <u>又は</u> 本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 |
| 第12条 (条文省略) | 第12条 (現行どおり) |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第13条～第19条 (条文省略) | 第13条～第19条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役及び取締役会 | 第4章 取締役及び取締役会 |
| 第20条 (取締役の員数) 当社の <u>取締役は、8名以内とする。</u> | 第20条 (員数) 当社の <u>監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員で</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第21条（取締役の選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第23条（役付取締役及び代表取締役）</p> <p>取締役会は、その決議により、取締</p> | <p><u>ある取締役は、3名以内（内過半数は社外取締役）とする。</u></p> <p>第21条（選任方法）</p> <p><u>監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>第22条（任期）</p> <p><u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条（役付取締役及び代表取締役）</p> <p>取締役会は、その決議により、取締</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>役の中から取締役社長1名を定めるほか、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、前項の取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>3 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長及び専務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は、その担当業務を掌理する。</p> <p>4 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い取締役副社長、専務取締役、又は常務取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> | <p>役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の中から取締役社長1名を定めるほか、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、前項の取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>3 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長及び専務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は、その担当業務を掌理する。</p> <p>4 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い取締役副社長、専務取締役、又は常務取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> |
| <p>第24条（条文省略）</p> | <p>第25条（現行どおり）</p> |
| <p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び各監査役全員の同意があるときは、招集の手続を省略して取締役会を開催することができる。</p> | <p>第26条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を省略して取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第26条（条文省略）</p> | <p>第27条（現行どおり）</p> |
| <p>第27条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名する。</p> | <p>第28条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p data-bbox="209 253 504 286">第28条 (条文省略)</p> <p data-bbox="209 349 448 383">第29条 (報酬等)</p> <p data-bbox="228 398 783 524">取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="209 685 504 719">第30条 (条文省略)</p> <p data-bbox="456 781 536 815">(新設)</p> <p data-bbox="312 1498 679 1532">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="209 1594 536 1628">第31条 (監査役の員数)</p> <p data-bbox="256 1644 735 1677">当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="209 1740 600 1774">第32条 (監査役の選任方法)</p> <p data-bbox="256 1789 759 1823">監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="228 1839 783 2009">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p data-bbox="809 253 1120 286">第29条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="809 349 1048 383">第30条 (報酬等)</p> <p data-bbox="831 398 1386 622">監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ<u>区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="809 685 1120 719">第31条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="809 781 1078 815">第32条 (責任免除)</p> <p data-bbox="831 831 1386 1055">当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="820 1070 1386 1391">2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="1054 1498 1134 1532">(削除)</p> <p data-bbox="1054 1594 1134 1628">(削除)</p> <p data-bbox="1054 1740 1134 1774">(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|------|
| <p><u>第33条（監査役の任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第34条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第35条（監査役会の招集通知）</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第36条（監査役会の決議方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第37条（監査役会の議事録）</u></p> <p><u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第38条（監査役会規程）</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p data-bbox="209 304 448 338"><u>第39条（報酬等）</u></p> <p data-bbox="229 351 783 479"><u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="459 542 536 575">（新設）</p> <p data-bbox="459 636 536 669">（新設）</p> <p data-bbox="459 1068 536 1102">（新設）</p> <p data-bbox="459 1261 536 1294">（新設）</p> <p data-bbox="459 1547 536 1581">（新設）</p> <p data-bbox="459 1883 536 1917">（新設）</p> | <p data-bbox="1054 304 1134 338">（削除）</p> <p data-bbox="954 542 1238 575"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p data-bbox="810 636 1286 669"><u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p data-bbox="836 685 1385 860"><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="820 875 1385 1003"><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="810 1068 1206 1102"><u>第34条（常勤の監査等委員）</u></p> <p data-bbox="836 1120 1385 1196"><u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="810 1261 1286 1294"><u>第35条（監査等委員会の決議方法）</u></p> <p data-bbox="836 1310 1385 1485"><u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="810 1547 1254 1581"><u>第36条（監査等委員会の議事録）</u></p> <p data-bbox="836 1597 1385 1821"><u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。</u></p> <p data-bbox="810 1883 1206 1917"><u>第37条（監査等委員会規程）</u></p> <p data-bbox="836 1933 1385 2051"><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>第43条 (配当の除斥期間)</p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払期末剰余金配当及び中間配当には、利息をつけない。</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (配当の除斥期間)</p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には、利息をつけない。</p> |

以 上